

◆ 秋の全国交通安全運動 ◆

運動期間	令和 2 年 9 月 21 日 (月) から 9 月 30 日 (水) ○ 「交通安全意識を高める日」 9 月 21 日 (月) ○ 「交通事故死ゼロを目指す日」 9 月 30 日 (水)
運動重点	1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 2 高齢運転者等の安全運転の励行 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

妨害運転罪の創設

令和 2 年 6 月 30 日、改正道路交通法施行により、いわゆる「あおり運転」に対する罰則が強化され、「妨害運転罪」が創設されました。

あおり運転
道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました!

犯罪、免許取消!

絶対に対処せよ!!

3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金!更に免許取消し!

警察庁・兵庫県警察

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

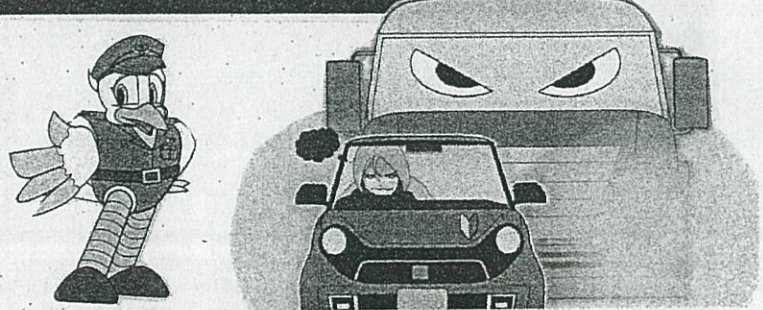
1 妨害運転 (交通の危険のおそれ)
他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10種類の違反、7種特別) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。
3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し (欠格期間 2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転 (著しい交通の危険)
①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。
5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し (欠格期間 3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害 (あおり) 運転の対象となる10種類の違反

通行区分違反	多ブレーキ禁止違反	車両距離不保持	道路変更禁止違反	追越し違反
減光等義務違反	擅自使用別脱違反	安全運転義務違反	横断歩道違反 (歩道自動車国道)	高速自動車国道等軽率違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!



ひょうご防犯ネット

防犯情報等配信システム

犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせします
support@police.pref.hyogo.lg.jp
への空メール送信で簡単登録!

兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど役立つ情報を発信中!

兵庫県警察